

平成25年度 三重県教育改革推進会議 第2回第1部会 議事録

I 日 時 平成25年10月10日（木）9:30～12:00

II 場 所 プラザ洞津 「末広の間」

III 出席者

(委員) 梅村 光久、小野 芳孝、佐藤 美保子、鈴村 豊嗣、中村 武志、
水谷 貴子、向井 弘光、森喜 るみ子、山田 康彦
(敬称略)

(事務局) 副教育長 真伏 利典、教職員・施設担当次長 信田 信行、
学習支援担当次長 白鳥 綱重、育成支援・社会教育担当次長 野村 浩、
研修担当次長 西口 晶子、
教育総務課長 荒木 敏之、教育改革推進監 加藤 幸弘、
教職員課長兼総括市町教育支援・人事監 梅村 和弘、
高校教育課長 倉田 裕司、小中学校教育課長 鈴木 憲、
生徒指導課長 田渕 元章、人権教育課長 川島 三由紀、
社会教育・文化財保護課長 田中 彰二、
研修企画・支援課長 川口 朋史、研修推進課長 松井 慎治、
保健体育課課長補佐兼班長 山口 勉、同課班長 小林 宏行、
教育総務課班長 松下 功一、同課班長 辻 成尚、
同課 久野 嘉也、西川 俊朗、西 達夫、伊藤 陽子

IV 内 容

開 会

(加藤教育改革推進監)

それでは、ただ今から平成25年度第2回第1部会を開会させていただきます。
本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
本日ですが、東委員、耳塚委員はご欠席の連絡を頂戴しています。
資料の確認をさせていただきます。机上に「三重県教育ビジョン」冊子のものと座席表、事項書と中間点検表が一緒になったもの、中間点検表はA3で20ページのものをご用意しています。また、一部の委員様の机上には、旅費の関係の書類を置かせていただいております。よろしいでしょうか。
なお、本日、先ほどから少しドリルの音がしております。壁のタイルが先日の台風で

一部剥がれて、また、剥がれかけになっている部分があり、緊急な対応が必要ということで、会議中はできるだけここに響かないようにとお願いしましたが、どうしても響いてしまうことがあればご容赦いただきたいと思います。

また、事務局は10月末までクールビズということで軽装にさせていただいているので、ご容赦いただければと思います。

本日も活発なご議論をお願いいたします。

では、山田部会長、進行をお願いいたします。

1 部会長挨拶

(山田部会長)

おはようございます。私たちの部会は、三重県教育ビジョンの中間点検を行うことを課題にしていますが、そういう点検が次期の新しい教育ビジョンに向けての示唆となるよう課題を出していなければいいと思っております。そういうことで毎回大部な量の資料がありまして、それを検討する大変な作業をしていただいているわけですが、今回は2回目で、前回は1回目として、特にこのビジョンの基本施策1「学力と社会への参画力の育成」という項目について活発にご議論をいただきました。先に事務局から議事録が送付されていると思いますが、前回の議論では、一番多くの時間を取りたのが、「学力の育成」ということで、委員の皆様からいろんなご意見をいただきましたが、学力や学習状況調査の結果を考えると、今、示したような我々の評価でいいのだろうかというご指摘、また、別に調査結果を時系列の比較など、もっと冷静にきめ細かく分析することが必要ではないかというご意見もいただきました。

また、その次は、特別支援教育や外国人児童生徒教育とか国際理解教育、そういうことについて議論しましたが、特別支援教育や国際理解、あるいはグローバル化に対応したような学校間やいろいろな人との連携が必要ではないかとか、より体系的な人材育成や研修が必要になっているんじゃないかなというご指摘もいただきました。

最後に、キャリア教育、情報教育、幼児教育についてご議論いただきましたが、この間、いろんなニュースでも問題になっておりますSNSなどへの対応といいますか、そういう情報教育に関して、モラルの教育等も含めて専門家の意見などを聞きながら、いろいろと急激に変化する状況に対応するような対策を進める必要があるのではないかというご議論などもいただいたと思います。こちらの議論につきましては、12月の全体会に向けて、事務局で全体をまとめていただいて、それをもとにまたもう一步、議論を深めればと思っております。

本日は基本施策2の「豊かな心の育成」と、3の「健やかな体の育成」という大きな基本施策2つについてご検討いただくのがテーマになっています。

今、事務局からも紹介がありました。また20ページというボリュームのある資料を送付させていただいたと思います。目を通すのもご苦労いただいたと思いますが、前回と同じようにいくつかに分けて議論をしていきたいと思っています。事項書にもありますように、基本施策2の「豊かな心の育成」は、全部で8つの施策からなっています。まとまりを考えまして、施策1～5と6、7、8の2つに分けて審議をしていきたいと

思います。その後、大きな基本施策3の「健やかな体の育成」というところで、健康教育や食育、体力の向上についてご議論いただくということで、3つに分けながら議論をしていきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。それでは、まず、基本施策2の「豊かな心の育成」については、1から8までを一括で説明をお願いして、そこから議論を始めたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

2 審議事項 テーマ：三重県教育ビジョンの中間点検

(1) 基本施策2 「豊かな心の育成」について

(加藤教育改革推進監)

座って失礼いたします。

それでは、A3横置きの資料ですが、事前にお送りしているものと全く同じですので、主な取りまとめのところを中心に読み上げる形でご説明申し上げようと思います。

それでは、1ページ、基本施策2「豊かな心の育成」の中の施策1「人権教育の推進」、ビジョンのページは78ページからの部分です。資料の右上に施策目標項目ということで数値目標の項目ですが、人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合ということで、右上のような数値で流れつつあるということです。<A>の施策の中間評価、ここは下のほうにあります<C>の欄と<D>の欄の1から、人権教育につきましては7のところまでありますが、その中の一番エッセンスの部分をまとめた部分が<A>となります。

①人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラム、人権教育カリキュラムを作成している学校が増えつつある状況ですが、すべての学校への普及と定着を図る必要があります。の欄の「施策の取組方向」、ここは下のほうの<E>の欄の、人権教育で申しますと、1から7の部分の一番エッセンスの部分ですが、①人権教育カリキュラムの研究指定校での成果をもとに、すべての学校への人権教育カリキュラムの普及と定着を図ります。

②教育的に不利な環境の下にある子どもの自尊感情や学習意欲の向上に向けて、学校・家庭・地域が連携し、いじめなどの背景にある課題の解決、未然防止を図る「子ども支援ネットワーク」の構築や、教職員の指導力向上に取り組んでいきますということです。

続きまして、3ページ、施策の2「規範意識の育成」、ビジョンでは84ページからです。数値目標の施策目標項目は、「学校の決まり、規則を守っている」、又は「どちらかといえば守っている」小中学校の子どもたちの割合で、数値の推移は右上の欄にあるとおりです。

<A>施策の中間評価

①各学校で道徳教育の全体計画を策定しました。今後は道徳教育の全体計画に基づき、道徳の時間において、学習指導要領に学年ごとに示されているすべての内容項目を計画的、発展的に取り扱うよう工夫するとともに、各教科等の活動において、適切な指導が行われるよう取組を進める必要があります。以下、説明を省略させていただきます。

< B >施策の取組方向

①道徳の時間において、学習指導要領に学年ごとに示されている内容項目すべてを計画的、発展的に取り扱われるように工夫するとともに、各教科等の活動において、適切な指導が行われるよう、引き続き取り組みます。以下、続きでございます。

5ページ、施策の3「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」です。数値目標の施策目標項目は、暴力行為の発生件数ということで、数値は右上のような形で現状値から実績と流れている状況です。

< A >施策の中間評価

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、いじめや暴力行為等問題行動の未然防止や再発防止に効果が見られました。

②中学校と高等学校においては、暴力行為の発生件数が減少しましたが、小学校における発生件数が増加しています。小学校における生徒指導体制および教育相談体制の充実を図る必要があります。

③保護者を中心としたネット啓発リーダー16名による啓発講座の開催により、保護者への啓発を進めました。また、ネット検索・監視の実施により、ネットいじめ等のトラブルの解消につなげることができました。

< B >施策の取組方向

①小学校における生徒指導体制及び教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣を拡充します。

②ネット環境の変化に伴う新しい課題に対応できるよう、情報モラル教育・情報リスク教育を進めます。

続きまして、8ページ、施策の4「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」です。数値目標の施策目標項目は、安心して学校生活を送っている子どもたちの割合ということで、現状値2010年度から実績2011年、2012年とそのように推移をしております。

< A >施策の中間評価

①不登校児童生徒はここ数年減少傾向にありますが、その要因が複雑化・多様化していることから、小学校低学年から早期対応できる体制を整備するとともに、スクールカウンセラー等の専門家による支援が必要です。また、未然防止を含め、学校全体での組織的取組が不可欠であり、校種間や民間施設等を含めた他機関との連携が必要です。

< B >施策の取組方向

①子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、学級満足度調査Q-Uを活用するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣の充実を図っていきます。

続きまして9ページ、施策の5「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」です。数値目標の施策目標項目は、「学業不振」、「学校生活・学業不適応」が理由となっている中途退学者の人数（全日制）です。数値の推移は右の表にあるとおりで、現状値から2011年の実績値、248名というような現状です。

< A >施策の中間評価

①進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に合った高等学校を選択できるように、高等学校からの情報発信を進めました。

③県総合教育センターにおいて専門的教育相談を実施するとともに、教育相談に関する教職員研修を実施し、学校の教育相談体制の充実を図りました。

< B > 施策の取組方向

①キャリア教育の推進により生徒が社会に参画する意義を考え、その上で自らの興味、関心や適性に基づいて主体的な進路選択ができるよう支援します。また、教育相談体制の充実と転入学、編入学制度の適正な活用に努めます。

続きまして、10 ページ、施策 6 「環境教育の推進」です。数値目標に係る施策目標項目は、家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している学校の割合で、数値の推移は、右上の表のとおりです。

< A > 施策の中間評価

①環境教育の重要性が高まっていることから、県立学校では学校・家庭・地域・企業の連携のもと、多様な学習機会を持ち、環境教育の推進を図っています。2015 年度の目標値をすでに達成していますが、さらに高い実績値となるよう取組を進める必要があります。

右側の欄、< B > 施策の取組方向です。

①各学校において、地域や学校の実態や特性を生かしながら、持続可能な社会の実現に向けて計画的に環境教育を推進するため、環境教育に関する全体計画を作成し、各教科間、異学年間、異校種間の連携を進め、教育活動全体を通して推進します。

続いて、11 ページ、施策 7 「文化芸術活動・読書活動の推進」です。ビジョンでは 114 ページからです。数値目標に係る施策目標項目は、県が所管する文化芸術関連事業の実施数、2010 年度からの推移は右上のとおりです。

< A > 施策の中間評価

①子どもたちが多種多様な文化芸術に親しむ機会の充実を図るために、Web ページを活用して体験プログラムの発信を行うとともに、県の知的探求の拠点となる文化施設、文化団体、また、地域や企業等との連携による文化芸術活動について、学校への積極的な情報提供に取り組みました。県が所管する文化芸術関連事業の実施数は、既に 2015 年度の目標数を上回っていますが、引き続き、子どもたちが文化芸術にふれる機会のさらなる充実を図る必要があります。

③読書活動の推進について、市町の図書館職員や行政職員、保護者等を対象とした講習会や研修会を開催するほか、啓発リーフレットを配付しました。また、小中学校の学校図書館の整備を図るとともに、一斉読書活動の推進を図るため、学校図書館環境整備推進員を配置しました。2012 年度から実施している「みえの学力向上県民運動」においても、学校・家庭・地域が共通の認識を持ち、読書活動を推進することとしています。

< B > 施策の取組方向

①子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を一層充実させるため、県の拠点となる施設、団体、地域、企業および学校が連携した取組を進めます。

②2012 年度から実施している「みえの学力向上県民運動」のもと、学校・家庭・地域が共通の認識を持ち、読書活動をさらに推進していきます。

続いて、13 ページです。基本施策 2 の最後の項目です。施策 8 「郷土教育の推進」、数値目標に係る施策目標項目は、教材「三重の文化」を活用する中学校の割合です。数値は右上のように推移しております。

< A > 「施策」の中間評価

①教材「三重の文化」活用授業実践推進会議を開催し、三重の良さを実感できる教材を活用した郷土教育を推進しました。また、郷土に対する興味・関心を高め、言語活動の充実に効果的な「ふるさと三重かるた」の作成を進めました。

②小学校における出前授業で地元住民を講師に迎えたり、オリジナル教材および実物の出土品を用いたりして、より身近に郷土の歴史や文化を感じられる取組を実施しました。

< B > 施策の取組方向

①各教科等における教材「三重の文化」の活用方法の普及を図るため、効果的な実践事例を集約し、Web ページ等での情報発信を進めます。

②「ふるさと三重かるた」を作成するとともに、かるたの活用・普及に取り組みます。基本施策 2 に係る資料の説明は以上です。よろしくお願ひを申し上げます。

(山田部会長)

ありがとうございます。それでは、今、1から8までを説明していただきましたが、議論は1から5までのところでまずまとめて議論をしていきたいと思います。時間的には10時半とか、もう少し過ぎても大丈夫ですので、よろしくお願ひします。じっくりと議論していただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、皆様がご検討いただいている間に、私のほうからいくつか質問をさせていただきます。1つは、施策3の「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」のところですが、その最初の主な取組内容のところで、「居心地の良い集団づくりに向けた取組を進めました」とあります。それは、その次の施策4と直接関係してくると思いますが、非常に大事な取組じゃないかと思っています。

ただ、居心地の良い集団づくりというのが、どういう内容を持っているのか、もうちょっとよく分からないので、説明していただきたいということと、それとの関係でいくつかのところで書いてありますが、5ページの1の居心地の良い集団づくりのところの今後の取組方向で、学級満足度調査を活用し、子どもたちの問題解決能力の育成を図りますとなっていますが、この調査を活用すると問題解決能力が育成されるという、調査と解決能力の育成がどういう関係になっているのかよく見えないので、教えていただきたいというのが1つです。

2つ目は、次期の課題になりますが、体罰の問題は今、どういう扱いになっているのかと思います。まずはその2点。

それから、今のと関係しますが、8ページの1に、「居心地の良い集団づくり」のところがありますが、私はこういういじめをなくしていくのは、教師や大人がきちんと指導していくことが大事ですが、同時に子ども同士でいじめをやめていく力を付けていくことが大事だと思っていますが、それとの関係で言えば、この絆プロジェクトがとても大事だと思いますが、その居心地の良い集団づくりと絆プロジェクトの関係とか、居心地の良い集団づくりをめぐるいくつかの点について、少しご説明いただければというのが1点。2つ目が体罰の問題です。お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

「居心地の良い集団づくり」の学級満足度調査を活用してというところですが、私ども、いじめの対策は、早期発見、早期対応、それから未然防止の観点も大事なところだと思っています。ですので、未然防止という観点から、学級満足度調査を活用して、その学級の状態を把握して対策を講じる。その対策も今おっしゃられたように児童生徒自らの取組の中で未然防止につなげていくというところです。

学級満足度調査Q-U、縦軸が承認度合い、横軸が被侵害度合いです。縦軸が承認度合いですので、上にいくほど児童生徒それぞれが承認されているという状態です。

横軸は被侵害度合いですので、右にいくほど被害というか、児童生徒のいじめや人間関係の被害状況が少ない。左へいくほどいじめの構図があるというところです。それぞれの児童生徒にQ-U調査をして、その本人のドットを今言った象限にドットします。そうすると、第1象限の承認されている、侵害も少ないというのは、非常に安定した学級ということです。

例えば、右下ですが、被侵害度合いが少ない。だけど、下にありますので承認度合いが低いというところは、ある種、学級のルール化はちゃんとできているんですが、個人個人の児童生徒の満たされ具合が少ないところですので、そこは教師が教科の指導の中やいろいろな総合学習の中で児童生徒にきめ細かく対応して承認度合いを上げる、そういう対応をしていかなければいけないと思います。

それから、一番よくあるのは、左上、第2象限ですが、これは、承認はされているが被侵害度合いがマイナスということで、承認度はいいんですが、ルール化されていなくて、児童生徒同士の人間関係でいろいろいじめの構図が潜在的にあるというところで、ここについては、しっかり担任の先生とか、いろんなある種ルール化をしっかりやっているところです。

一番まずいのは、第3象限の左下ですが、侵害度合いも高く、承認もされてないので、これは担任の先生だけではなく、学校全体で取り組んでいく、あるいは、場合によっては、外部のいろんな関係機関と連携しながら、カウンセラーも学校に配置していますので、そういった専門的なメンバーともしっかりタイアップしてやっていく。そういう意味で居心地の良い集団づくりに学級満足度調査を活用しながら、児童生徒自らの取組の中でやっていくというところです。

体罰に関しては、体罰は部活や授業中、あるいは、そうでない、いろんな状況であると思いますが、例示的に言いますと、5月に文科省が運動部活動の指導上のガイドラインを出しましたので、そこで体罰行為に該当する行為をセクハラとかパワハラも含めて6つぐらい出しています。ガイドラインをしっかり周知をしながら、今、中学校、高校の部活の先生を集めて部活連続マネジメント講座というのをやっています。そこでも、部活のQ-Uではないのですが、Q-Uにほぼ準じて部員の状況を把握して、適切な部活の指導をしていく中で体罰を未然防止していくという取組もしています。

(加藤教育改革推進監)

体罰のことは、今、野村次長からのお話のとおりで、ビジョンの関係について少し補足させていただきますと、22年度に作られたこのビジョンでは、教員なり学校の体罰も含むいろいろなコンプライアンスが明示的に書いている章立てがございません。この間、

全国的にも大きな課題になったということで、当然いろんな対応はしていますし、これ以前からコンプライアンスはもちろん非常に大事なわけですが、今回の資料を作らせていただく中では、当てはまるとしたら基本施策4の144ページぐらいのところに「信頼される学校づくり」という項目がございますので、これは次回のところになりますが、第3回の部会で対応の細かい状況等は報告させていただこうかと思っております。

(田渕生徒指導課長)

絆プロジェクトにつきましては、先ほど野村次長からご報告をさせていただいたとおり、Q-U（学級満足度調査）を使用したお互いの実践交流の取組ですが、県内29市町ございますので、各市町においてそれぞれ1つの中学校区を選択していただき、その中学校区で小中連携した形で取組をする。その取組の中身につきましては、学級満足度調査を小学校3年生から中学校3年生まで実施をして、その内容に基づいてそれぞれに合わせた取組を各学校でして、それを中学校区でお互いに共有し、それを市町に広げて、それを年間5回、一箇所に、あるいは地域ごとに集まつていただき、その取組の状況を交流しながら、他の市町のより良い対策、取組をこちらの市町で学ぶとか、あるいは、疑問をお互いにぶつけ合って交流して新しい取組を見いだしていくとか、そういった取組をする中で、子どもたち同士の活動は大きくありますので、そういったものを紹介し合うことによって先生方の資質も向上して、県内すべての地区で同じように子どもたちが教育を受けられて、同じように底上げができる力を付けることをめざしたプロジェクトです。それを今年度取り組んでやっているのが絆プロジェクトというものです。

(山田部会長)

そうすると、やっぱり居心地の良い集団づくりとつながった取組と理解して。

(田渕生徒指導課長)

おっしゃるとおりで、それを具現化するための一つの施策であるとお考えいただければと思います。

(森喜委員)

部会長の質問に関連してきますが、Q-U調査というのは、先生方や学校側がこういう状況であるというのを調査・分析して理解する側ですね。この施策の文言の中に子どもたちの問題解決能力を引き出していくという二段編成になっているわけですが、学校側が把握している状況を子どもたち自身の問題解決能力につなげていくための橋渡し、教職員側から、例えば学級でこういう問題が起こっているんじゃないかみたいな提案を子どもに投げかけていくというような問題解決の方向を一つとしては探っているのでしょうか。Q-U調査とそれを改善していくための先生、生徒の連携、いじめ問題は親や教師が分からぬところから発生してきている場合がとても多いと思います。それを探り出していくためのつながりに、実際、生かされていくようなものでしょうか。学校の先生側が把握する問題と、それを子どもたちの問題解決能力に結びつけていくための橋渡しの方向とか、Q-U調査をどう生かすかという方向性はありますか。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

先ほどの回答で、そのところがそこが抜けていましたので、補足をさせてもらいます。例えば、先ほど申し上げましたようにQ-U調査で第4象限、承認度合いが低い、被侵害度合いは悪くはないというのは、子どもたちのお互いに承認し合うところが必要ですので、例えば、ピアサポートのプログラムを子どもたちに実践していただいて、お互いに認め合おうという取組をさせていただきます。

それから、被侵害度が大きい、承認はされているという第2象限。そこは、ソーシャルスキルのプログラムを子どもたちにしっかりと取り組んでもらって、ソーシャルスキル、ルール感を養うといったいろいろなエンカウンターとか、児童会活動とか、生徒会活動とか、異年齢の学年での交流とか、いろいろな実践的な取組がありますので、Q-Uの分析を踏まえて、一番的確なプログラムを子どもたちが取り組む中で、子どもたち自らの未然防止につなげていくといった取組を今、しております。

(山田部会長)

私どもから教育委員会にどうなっていますかとご質問だけではなくて、お互いにこれを見て、こういう状況なのでこういうことが必要というお互いのご意見も大事かと思いますので、そういう観点からもご指摘をお願いできればと思います。

(向井委員)

私、キャリア教育で出っ張って、大学、高校という形やってまいりましたが、初めて鈴鹿市で中学校に行きましたでキャリア教育をさせていただき、特にいじめという問題に視点を置いた形で、民間ではどういう形になるかといえば、いじめた子がすごく罰を受ける。懲罰委員会とか何かということで、だから、そのハンディを背負うことをよく知っておく必要があるということを子どもたちに言ったんですね。小さな子ども、中学生ですから、特に30余名のクラスに行かせていただいて、身近でディスカッションをさせていただいて、先生のとらえる考え方と民間のとらえるいじめの考え方方が全く違うと。それはすごく感じました。

僕らに言わせれば、一人っ子の子は、いじめられたらすべてがいじめというふうに取ると。しかし、3人とか2人兄弟で育っている、家族が形成されているところは、お兄ちゃんと弟が喧嘩したり、お姉ちゃんと喧嘩したりということで、そういう環境の中に育っていることをよく分析して、そして、その訴えを一人ひとりに対応すべきではないか。

我々の会社だと、そういうことが万が一あったら徹底的にやりますね。管理より支援と。管理なんか上司はしなくてもいいと。その子が成長するために支援しろと。何が欠けているか、そういう教え方をやっぱりする。僕は、部会長知つてのとおり、今はビッグデータの、あらゆるもののがデータを出してきて、その解決方法は民間が図られているという形です。

キャリア教育をやらせていただいて、今、感想文も全部書いていただいてます。そういうことを活用していきたいとは思っています。

いじめの問題解決チームを作つてみて劇的に変わっていくというのは鈴鹿で確認済みです。しかし、それは何かといつたら、予算もプロジェクトも全部作つてやっていくと

いう形。このいじめといふものは、ある学校に集中して始まるという形なら、そういう学校に民間の活用方法をやれば、劇的に変わっていくのは分かっています。おそらく先生のとらえ方と民間がとらえるいじめは、相当差があると。特に中学校の子どもたちの目線は、本当に幼さが同居している。高校、大学というと、かなり成長していく。初めて中学校1年生に接してみましたが、どういう判断をするかということですが、どちらかというと、その学校は比較的素直な学校だったんじゃないかなと私自身は思っています。

しかし、民間は人材といふ形で失いたくない。ものすごくお金をかけて育成しているわけですから。その育成方法は今使うべきだと、民間を活用すべきだと。先生の常日ごろはマンネリ化している。子どもたちにおけるいじめの内容が非常に曖昧だと。我々は嫌がることがいじめだという観点からしていくと。生きる力、絆とかいうのは学んでいくべきですと子どもたちに諭していく。私、高校に教育させてもらって、やっと中学のところまでキャリア教育をさせていただきましたし、民間はどんな形でも資金的にも支援できるし、行政に対してもそういうプロジェクトをつくることもできると思っていますので、この問題は早急に改善していくべきであると思っています。

この統計はよく分かりませんが、学校から上がってきたり、その地域に集中しているということはないんですか。

(山田部会長)

今、向井委員さんが質問されていたのは、この暴力行為の発生件数というのがどういう形で積み上がっているのかということを。

(向井委員)

報告が多いところは、それはきちっとした形で報告しているのか。報告が少ないところは自分のところで片付けているのかという問題だと思うんですね。そういうことが極端に少ないことを調べる必要がある。

(田渕生徒指導課長)

暴力件数についてということですが、この数の統計の仕方は、それぞれの各学校で暴力に相当するような事象が起こったことを、それぞれの市町教育委員会を通じて我々のほうに報告をいただいた件数を取りまとめたという形です。

委員のおっしゃるとおり、ある一定の学校に多く集まり、ある一定の学校には少ないということは往々にしてあります。特に小学校においては、そういう傾向が顕著にあります。

我々といったとしても、この小学校の暴力件数につきましては、1人ではないですが、特定の子どもたちが繰り返し暴力行為をする件数が延べ件数として挙がっている部分もあるということは、学校からの報告の中でとらえております。そういうところには教育委員会、あるいは、市町も含めまして我々県教育委員会で持っております、教員ではない、例えば警察のOBの方々からなるような特別指導員という方々を任用しておりますので、その方々をそこに投入して解決の支援をするとか、あるいは、そこには子どもたちの様々な家庭環境であったりとか、あるいは精神的な問題であったり、そういう面がたくさんありますので、それをきちんと解きほぐして解決に結びつけるということで、

福祉的なアプローチが必要という認識もあります。スクールソーシャルワーカーという福祉の専門職が今、県の教育委員会に7名おりますので、その者たちも入れて、見た目の状況だけではなく、その背後にあるものをきちんと押さえたうえでの取組もやっている状況です。

(向井委員)

こういう問題に、鈴鹿市でも地域団体が全部関連して、気を遣って取り組んでいます。学校で、ただ一人で解決するのではなく、地域で取り組むことで、おそらく必ず減っていくはずだと思っています。

(佐藤委員)

Bの施策の取組方向のところの2番ですが、「ネット環境の変化に伴う新しい課題に対応できるように」と書かれていますが、今、いじめとネットは切り離せないと思います。本当に実態を把握していただくことが大事かと思います。

この前と重複してしまうかもしれないですが、ソーシャルネットワークで子どもたちの間でいじめが起きておりまして、例えばラインでグループから外されてしまうということで、これの意味を聞いて、そうか、それは大変なことだと分かっていただけるようでしたら結構ですが、それが何を意味しているんだろう、そのラインというグループから外されてしまって、何の困ったことがあるんだろうというような状況では、子どもたちが本当に悩んでいる気持ちは分かることができないと私は思っています。

私はたまたまこういう仕事をしているので分かる部分もありますが、子どもたちは、今、私たちの知らないところで、家に帰ってからネット上でいじめに遭い、とても悩んで心が傷ついて、そして学校に来て、学校ではネットはありませんが、その延長上でまたいじめられているという状況にあります。ですので、先生もどういうことが起きているか実態を把握していただきたいと思いますし、教育委員会でもどういったことが現状起きているかを深く知っていただけるといいかと思います。

そして、熱意のある先生がソーシャルネットワークに入り込んで子どもたちとコミュニケーションを取るのが、私はすごく熱心なだけに危ないと感じております。そして、一部の生徒だけとコミュニケーションを図ってしまうことによって、もし何か問題が起きたときに、一所懸命頑張った先生が責められてしまうような結果になることもあるかと思います。

ですので、全体としてこういう問題が起きていることをぜひ把握していただくような機会を作っていただき、私たちのような専門家の者もそういったところにどんどん出させていただこうと思いますので、ぜひ、現状把握をしていただいて、心底解決につながっていくといいと思います。よろしくお願ひいたします。

(梅村委員)

皆さんおっしゃっていただいた内容を含めて、皆さんご承知のようにいじめ防止対策推進法が走っていますので、その中の第4条ではいじめは行ってはならないと法で定められておりまし、その法の中で国の責務あるいは地方公共団体の責務、保護者の責務、学校設置者等の責務、ご承知のいろいろな悲しい出来事が起きたう

えで、国も急いでこのような施策をされたということですが。この中にありますように、それぞれの地域の状況に応じて施策を講じなければならないと定められておりますし、おそらく教育委員会の皆様も、今、急ピッチでそのあたり、既に県内のそれぞれの学校に発信いただいておりますが、こういった新しい国の流れ、あるいは私ども地方公共団体は、私学も含めてですが、教育に携わる者が知恵を絞り合って、総合的な対策をしないと対応できない。

今、佐藤委員もおっしゃっていただいたのもその一例かもしれません、こういった新しいビジョンを策定する中で、このような法案との整合性、あるいは明記することで県民の皆さんに情報発信をするようなことも少しリンクさせながら議論を進められることが、肝要ではないかと思っております。

いじめ防止対策推進法についての対策が、今後、教育委員会の皆さんも含めてどのように取り組まれているのか、進捗状況でも結構ですので、教えていただければありがたいなと。推進法を読みますと多岐にわたっておりますので、大変な作業だと思いますが、一端でもご紹介いただければありがたいと思います。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

いじめ防止対策推進法は、9月28日に施行されました。まずはこの法律の施行をもって、基本的な方針をまず国が定めて、それから、学校が同じような基本方針を定めるということです。地方自治体の基本方針は努力規定になっていますが、そういうわけにいきませんので、国的基本方針がこれから明らかになりますので、そこを十分に参照しながら、まず、三重県の基本方針を策定する、とりあえずそこに一番今注力をしないといけないと思っています。

(中村委員)

施策の1から5と非常に多岐にわたっておりますので、いくつかお伺いしたいことや、感想も含めて申し上げます。

まず、いじめですが、少なくとも義務教育の学校においては、子どもたちは好むと好まざるとにかかわらず学校に来なければいけないので、現実離れしているかもしれないですが、いじめはあってはならないし、解決をしなければならない。そういうところで現場の教員は、外から見たときに、あれができない、これができないというところがあるけども、頑張っているんだろうと思います。

ただ、一方で学校は人を育てるところですから、いじめの未然防止やいじめの解決だけではいけないのではないか。もう一つ言いますと、いじめの加害の立場に立った子どもが、いじめを解決する力を付けて、最終的にいじめを解決する立場となって、初めて学校教育ではないかと思っております。

今日、出された資料で今私が申し上げたようなところがどこに書いてあるのか教えていただきたい。これが1つです。

それから、人権教育のところですが、ビジョンの策定に携わった者として発言させていただきますが、2~3年前のことですので記憶違いだったら申し訳ないですが、この人権教育の部分については、その2年前に人権教育基本方針が策定されているから、それを踏襲する形でいいというのが議論の出発点ではなかつたかと思います。ビジョンの

中間見直し、それから、来年度以降、ビジョンの改定に向けて議論をしていく中で、人権教育基本方針の見直しがこの1ページには書かれていないのは、どういうことか。

2つ目は、目標値について、施策の取組方向ですべての学校への人権教育カリキュラムの普及と定着を図りますとしておきながら、15年度の目標が70%というのは、これはやる気があるのかと言われても仕方がないのではないか。

3つ目は、子ども支援ネットワークという言葉が出てきました。これがどういうもので、どのような範囲で構築されているのか。県内で未設置なところはどれだけあるのか教えていただきたい。

人権教育の最後といいますか、全体に通じるところですが、例えば、<E>の今後の取組方向（特に注力する取組）、取組の方向ですから抽象的でいいかと思いますが、☆印のところは注力する取組です。この真ん中の段にいきますと、人権カリキュラムの普及と定着に向け、学校への支援を充実させていきます。これは取組の方向であって、取組ではないのではないかでしょうか。具体的に何をするかというところを教えてもらいたい。イメージ的にここを取り上げましたが、他のところ、たくさんあるのではないかと思っています。ここは早急に改めていただきたい。

最後に、暴力行為が中学校は減少しているが小学校は増えていると。では、その背景は何かというところがはっきりしていない。単に生徒指導体制の構築というだけでは何にもならないのではないかと思いますので、お考えがあつたらお聞かせをいただきたい。いくつか申し上げましたが、以上です。

(山田部会長)

今の質問にいかがでしょうか。では、お願ひします。

(田渕生徒指導課長)

今の質問の最初にありましたいじめ行為を行った加害者になった生徒をいかに今度は解決の軸になれるような生徒に育てることができるのか、それをどこに書いてあるのかというご質問であったと理解をいたします。

明確にこれが読み取れるような書きぶりのところは、申し訳ありませんが、ご質問に沿った書きぶりのところはみつけることは難しゅうございます。ですが、この中を見ていただいて、最終的に例えば居心地の良い集団であるとか、あるいは、先ほど私が申し上げましたいじめに対する取組の中で、スクールソーシャルワーカーを入れるというところがありますが、その子どもたちの抱えていた問題等々をそこでなるべく解きほぐして解決をして、加害になる子の問題もそこで解決したうえで、それをクラスの中で居心地の良い集団の一員として育っていかなければ。これは当然のこととして、特に義務教育では考えていくわけです。それがはっきりと見える書きぶりについては、確かに明確にはなっておりませんので、推し量って読むしかないと言われれば、そのとおりですので、そのところを工夫が必要であれば検討をしなくてはいけないと思います。

それと、最後に委員から質問がありました問題行動、小学校の暴力行為についてのというところでしたが、個々の事案については、こちらのほうでどういった背景で特定の子たちが複数回、繰り返しそういう問題を起こしてきたかについては、市町教育委員会を通じて把握しております。その内容については、個々それぞれの事情があり、こ

ここで申し上げるわけにはまいりませんが、それに応じて先ほど申し上げたようないくつかの対策を取りながら対応しているところですが、効果の上がったところと、なかなか継続的に支援を続けなければ、その効果の上がらないところが実際にありますが、それぞれについての状況は、逐次、把握しております。

(川島人権教育課長)

人権教育でいくつかご質問をいただきましたので、答えさせていただきます。まず、三重県人権教育基本方針の見直しについてご意見をいただきました。

現在の三重県人権教育基本方針は、2009年、平成21年2月に改定をさせていただいております。おおむね7年を目標に見直しを図っておりますので、本年度、県内の幼稚園、小学校、中学校、そして、県立学校の教職員を対象に人権教育の意識調査を行いまして、いじめの問題も含めてそれぞれの教職員がどんなところに悩みを持ったり、どんな意識を持っているのかを測らせていただき、来年度、その調査結果を元に詳しく分析を行い、予定としては2015年、平成27年の改定を目標に進めさせていただいております。

それから、次に、人権教育カリキュラムについてご意見をいただきました。すべての学校に人権教育カリキュラムの普及と定着を図ることで書かせていただきましたが、現在、県内すべての小学校、中学校、県立学校では、「人権教育推進計画」を策定しています。この人権教育推進計画は、年間を通して、いつ、どんな人権教育の取組を推進するかというのですが、100%すべての学校で計画を立てて進めていただいているます。

このカリキュラムと推進計画とどこが違うかということですが、人権教育カリキュラムの大きな違いは、子どもに付けたい力を明確に示しているということです。それから、人権学習の時間だけではなく、すべての教育活動を通した取組を示していること。3つ目に個別的な人権問題を解決するための教育を推進するための取組を示していること。4つ目に発達段階における人権教育の目標を設定していること、この4つの観点を具体的に盛り込んでいるのが人権教育カリキュラムです。

もう少し詳しく言いますと、子どもたちに付けたい力や子どもたちの発達段階に応じた人権教育の取組をカリキュラムとしてまとめていただくということです。

すべての学校で普及と定着を図ることで考えておりましたが、2009年度、28%でしたので、早急に進めてはおりますが、70%という形で置かせていただきました。ご意見いただきましたようにすべて学校での普及と定着を図ることをめざしておりますので、できるだけ早い時期に100%を達成したいと考えています。

もう1つは、子ども支援ネットワークです。昨年度から子ども支援ネットワーク構築の取組を進めています。先ほど来、話に出てきております、母子家庭、父子家庭などの単身家庭、あるいは経済的に大変厳しい家庭の子どもたち、あるいは不登校の子どもたちといった教育的に不利な環境のもとにいる子どもたちの学力が低いことを学校から聞かせていただいている。そういう子どもたちの学力向上を支えていくためには、学校だけの取組ではなかなか進んでいかないということで、家庭、地域としっかりと連携をして、課題がどんなものか洗い出していただきながら子どもたちを取り巻く環境を整理し、解決を図るための子ども支援ネットワークを構築していくことで、昨年度から取組をさせていただいているところです。

昨年度、県内 10 中学校区でこの子ども支援ネットワークを構築させていただき、本年度は 11 中学校区で取り組んでいただいているところです。2015 年度までには、県が 40 の中学校区でこの支援ネットワークを構築し、それをモデルにそれぞれの市町教育委員会としっかりと連携し、161 のすべての中学校区で子ども支援ネットワークを今後、構築をしていきたいと考えています。

最後ですが、この人権教育カリキュラムの普及と定着に向けた学校への支援ということで、施策のところに取組の方向として書かせていただきましたが、今年度、この人権教育カリキュラムの普及と定着に向けて、学校への支援だけではなく、具体的には市町教育委員会への支援も含めて、より細かい支援をさせていただいているので、今後もう少し詳しい記述ができるような形で考えて検討させていただきたいと考えています。

(加藤教育改革推進監)

全般的に <E> の欄の取組の今後の取組方向が、もう少し具体的にということがありましたが、この計画は、2011 から 2015 年度までの計画ということで、2015 年度までの取組の方向ということで書かせていただいている部分がございます。ご指摘いただいたように、来年度 2014 年度に向けてということは、これから予算等を伴うような事業等も段々はつきりしてまいります。12 月の全体会の場になりますと、予算的なこともある程度、決定ではないですが、概略は見えてこようと思っていますので、もう少しそのあたりも踏まえたものを、前回審議いただいた学力等のところもすべて含めて、全体会の資料としてさらに充実したものにさせていただければと思っております。

(小野委員)

9 ページのところで高校関係があるので、気になりますので。

中途退学の数が 2011 年度と 2010 年度を比較すると 30 人ぐらい多くなっていることについて、もう少し細かく内容を、どの課程でということが分かっていれば教えていただきたいという点と、ここにいろんな成果とか残された課題とか、今後の取組方向というのがあって、中途退学等の課題の解決のために、例えば、高校から中学校、中学生、保護者に対して十分な情報提供が必要であるとか、あるいは、スクールソーシャルワーカーを高等学校に配置すると載っていますが、課題の分析はどうされているのか。

例えば、中学校段階で主体的な学校選びと書かれていますが、そのためのいろんな中学校でも取組をやっていただいているし、例えばキャリア教育も一つだと思いますが、そこに課題があるのか、中学校の進路指導の部分での課題があるのか、あるいは高校での学業不振等々の問題でやめていく生徒がいるわけですが、高校でのキャリア教育等々に課題があるのか、その辺をどう分析しているのか。その分析に基づいてリーフレットを配るとか、カウンセラーを置くことは大事なことですが、もっと根本的な取組を高等学校も考えていく必要があると思います。ただ、施策は教育委員会の所管ですので、それに基づいて具体的な取組を高校も中学校もしていく必要があると思いますので、その 2 点。分析をどうされているのか、それと、数字的な中身が分かっていれば教えてください。

(田渕生徒指導課長)

中途退学の生徒の中の数的なものですが、今、委員のおっしゃった2010年、2011年のデータは、今、手元にあるところでもってまいりましたのは2011年の様子ですが具体的に細かくなかなか申し上げにくいところもありますが、高等学校の中途退学のおおよそ2割程度は、学業の不振があるかと。これは2010年がどうで2011年がどうというわけではありませんが、おおむねそういう傾向があるようデータとしてはとらえております。

その他、そもそも進学したその高等学校において、その学校の教育内容や学校生活に熱意が持てないというのが大半を占めて来ています。そして、あとは様々な家庭の事情であったり、病気・ケガであったりというものが残り、1割から1割5分程度あるかと。その他、細かいデータも取っておりますが、これは今、ここで申し上げる数字ではないので申し訳ございませんが、大体そのような大くくりかと思っております。

(鈴村委員)

私からは、いただいた資料に書かれている中身、それぞれの施策、取組の方向、基本的には賛成ですし、ぜひ、拡充、進化をしていただきたいと思っております。

ただ、もう少し具体的なところで意見というか、お願いになってしまいますが、例えばスクールカウンセラーさん、本当に各学校に配置をされて助かっております。私の学校の場合ですが、来られたらほとんど椅子に座っている暇がないぐらいです。相談室には、保護者はやってきますし、子どもたちも教員も行くと。ところが、個人はそれだけ頑張っても結局、時間が足りないです。2週間に1回とか、週に1回とか1日しか来ていただけないというので、より時間を増やすというか、これは予算措置が関わってくるかと思うのですが、より配置を濃くしていただけるとありがたいと思います。

同じようなことですが、早くから話題になっていましたQ-Uです。私がたまたまいた学校も、一昨年までは指定校か何かでやって、研究に参加して活用させていただいたんですが、期限が切れてしまいました。Q-Uを取り組んでいる学校はたくさんあります。1学期に一度やって、それをもとに学級経営などの検証を行って、子どもたちの学級の状況をより改善するために取り組んで、2学期にもう一回やって、どうなっているかというようなことをやるんですが、これもお金がかかります。

それから、調査をやって、これを見直しをして、自分たちが判断するときに、これが教員だけの目で見てしまう。教員だけの都合で判断をすることはないんですが、本当であれば、専門的な立場から助言もいただきたいというので、各校がいろいろ苦しいところから、専門家を講師として招いて助言もいただくのですが、これもお金がかかります。というので、いろいろな学校の支援、市町の支援を強力に進めていただきたいと思っております。

それから、立場が変わりますが、学校にいる者としていろいろ困ると思うのが、学校の力ではどうしようもないところにたくさん出くわします。家庭の状況、子どもの生活全般の状況は、他人の努力、学校の努力でどうしようもないところがたくさんあります。では、これが教育委員会がというと、できるかどうかわからないですが、行政全体になるかと思いますが、厳しい家庭状況のところの援助などをなんとかできないかと思っております。

あと、PTA等も通じて、より啓発活動が進められないのかと。今、本当に現状で困っているのは、ライン等のネットの世界です。どの子どもが、どの家庭が何を持って、どんなことをやっているか学校はつかみようがないです。つかめないような仕組みに今はなっておりますので、最後は保護者に責任を持ってもらうより仕方ない。買い与えた者の責任を果たしてもらいたいと思いますが、なかなかこれも詳しく知られない。便利なところには注目しますが、危険なところは注目されないというあたりを、PTAの方と共に啓発を進めていけるといいと思いますが、教育委員会からもぜひ支援をお願いしたいと思います。

(小野委員)

先ほど生徒指導課長が言われたのは、私の質問とちょっとずれているような気がします。私も教員なので学業不振や家庭事情は十分に分かっていますが、それを今日は答えてもらわなくともいいので、要望です。根本的な部分において施策を打って、それを中学校、高校も共に取組を見直していく、改善していくことが子どものために、中途退学者を出さないためということにつながっていくと思います。主体的な学校選択という表現でここには表現がありますから、これはこれでいいんですが、主体的な学校選択を中学校段階でどのように進めているのかと。なぜ、そのことが高等学校の中途退学にどう結びついているんだと。あるいは、高等学校のキャリア教育はどこが足らないのかというような根本的な分析を、今後、お願いをしたいと思います。

というのは、現在は調査中ですが、これがさらに数が増えていった場合、中学校も小学校もそれぞれの主体性を持ってこの問題に取り組んでいく必要があると思いますので、そこだけ分析を、さっき言わたしたようなことは正直言って分かっています。しかし、中学校、高校のどこの取組に課題があるかと。家庭にも課題がありますが、教育現場ですから、今、教育現場で行われている取組のどこに課題があつて、中途退学者の増加につながっているのかということをきっちと分析していかないと、なかなかこの問題は家庭が悪いからとか、どこどこが悪いから、というような短絡的な話につながってしまう可能性がありますので、このページは従前のものですからこういう表記になると思います。そこを小中学校教育課なり高校教育課なり生徒指導課できちつと分析を今後、お願いをしておきたいと思います。

(山田部会長)

そろそろ予定した時間をかなりオーバーしまして、最初の部分をまとめて終わっていきたいと思いますが、特に水谷委員さん、PTAのほうからこの辺のところ、もし何かご発言がありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(水谷委員)

私たち保護者の立場から見ますと、あまり専門的なことになると非常に分かりにくいですが、中学校から高校に入るとき、例えば選抜制度の問題もそうですが、選択肢が非常に少ない。私の出身は三重県ではないですが、私の出身地は、結構同じ学力を持っていても、何十もある学校の中から選べるので、特徴を見て自分に合うところを選択する選択肢がありますが、三重県の場合はその辺が非常に少ないので、もちろん選抜制

度や学校の特徴は分かりますが、高校の選択肢が少ないからこそ、もうちょっと高校の中でいろいろな生徒に対応できるような形を探ってもらうほうが、より効果的ではないかと思っています。

私立に行くに関しても、県立高校を落ちたから、あなたの学力ならここかここというような中学の指導なんですね。その辺がやはり子どもたちが中に入つて自分にあった学校を選べているかというと、学力に合つた選び方が今、三重県ではほとんど中心ではないかと思います。高校に入ってからのことを考え、中学でその辺の選択を考えるのは非常に難しいのではないかと、私は自分の子どもたちの進学を考えて思つております。

(山田部会長)

それでは、最初のところはここで終わりまして、一回、休憩を取りたいと思います。短くて申し訳ないですが、5分ぐらいということで、11時ぐらいに再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。

—休憩—

(山田部会長)

それでは、会議を再開します。

次のパートは、先ほど説明いただきました豊かな心の育成の中の6、7、8の「環境教育」「文化芸術活動」「読書活動」「郷土教育」のところになります。そちらについていろいろご質問、ご意見をいただければと思います。

それでは、私のほうは質問で申し訳ないですが、皆さんのが検討いただいている間に2つ質問をさせていただきます。同じ趣旨の質問ですが、10ページの環境教育の施策目標項目で、この環境教育は、環境教育を推進している学校の割合が2010年度は35%だったのが、2011年度、2012年度と、特に2011年度に一気に急増する形になっています。

その次の文化芸術活動、読書活動のところも、県が所管する文化芸術関連事業の実施数が、2010年度は74プログラムから一気に141プログラムと、これは最終的な目標ですね。それぞれ、先ほどの環境教育もそうですが、一気に目標を突破する状況になって、いいことですが、これだけ急増した背景、理由を教えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

(倉田高校教育課長)

まず、10ページのところですが、2010年度の現状値35%で、次の括弧づけのところで県立学校のみという形になっております。この35%ということを土台にして、2015年度の70%というのが出てきております。2011年度、2012年度の飛躍的な数字の伸びということですが、この2010年から2011年の間に小中学校も含むことになりました。小中学校においては、ほぼ100%近い環境教育、特に校内美化活動や清掃活動等に取り組んでいます。それを合算したものでこの89%、96%という数字になったということです。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

11ページのご指摘のプログラム数の増加ですが、主担当部が環境生活部ですので、11

ページの左のほうに書いてありますように様々な取組が進んで、県立美術館は30周年ですし、斎宮歴史博物館もアウトリーチ、博物館もこれから開館されるという様々な取組の相乗効果の中で、こういったプログラム数が急増していると理解をしております。

(向井委員)

私も事業家として環境事業は大変びっくりしています。私どもの系列で自動車リサイクルセンターをつくりまして、「リサイクル」「リユース」「リデュース」の3つを教えています。びっくりするぐらい、今、大体2,500人から3,000人、毎年、学校の人たちが押しかけています。徹底して教えてほしいのはこの3つです。ちゃんと再利用していくということ。だから、長く大事に使うことを教えていくことが非常に大切だと私は思います。

自動車会社ですから当然自動車のリサイクルをやっているのですが、ど素人がやって大失敗をしてどえらい赤字になりましたが、そんな中でその3つを徹底してやることによって黒字化して、今、注目されて世界からも視察等におみえになる。ある大手会社が提携したいという形です。環境への高まりは、この3つを徹底的に教えてあげれば、一つには車は資源の宝庫だ。だから、都市鉱山と言われてますと。リユースというのは一部の故障したところを再利用すれば、塗装をすると電力なども要らないという形の中で、長く使うことをこれから徹底的に教えていく必要があると思います。こんなことを言ったら、私どもの全国展開がやれるかということですが、そういう形でとことんやっています。

桑名のある運動公園の隣に拠点があるわけですが、うちの社員がその周りを清掃しているらしいんです。そうすると、ものすごくお声を掛けてもらって、「きれいにしてもらってありがとうございます」とか、励みになるというんですか、そうすると環境も良くなっていくと。環境事業をやってこんなに良くなるとは思っていませんでしたので、そういう取組をしていくことと、電気などにも敏感になって、消すことも子どもたちに教えていく時代は来ていると思っています。日本が消費社会だけでやっていく限界を子どもたちに教えていく必要があるのではないかと思っています。

これほど我々が注目を浴びるとか思っていました。小学校、中学校から多くの方が来て、リサイクル館とリサイクル教室、小中学校対応の教室も全部つくっています。限度はありますが、あれだけの関心がある。しかも、三重県外からものすごく多いというのもびっくりする感じです。環境は教えてあげるべきだと思います。

(小野委員)

私、県教委におきましたので気になるところと、責任を感じていますので。みえの学力県民運動との関連で、図書館の読書活動が記述されていますが、現在の「学校・家庭・地域が共通の認識を持ち」というところで、どういう取組あるいは進捗状況なのか、まず1点目教えていただきたいのと、12ページに読書ボランティアと連携する小中学校が増えているとか、あるいは、高等学校では学校司書が中心になって効果的な学校図書館の活用が図られましたというようなことがあります、我々学校現場からすると、読書活動、読書離れ、活字離れについても責任を持って対応していく必要があると思いますので、実際にこういう施策をやって子どもたちの読書量が増えたとか、そういうデータ

的なことが分かれば、お示しいただきたいと。それをもとに学校は学校の責任においてやらなければならない取組もありますし、教育委員会が施策を打って実際に取組を行うのは、学校は学校現場ですので、そういう認識を持つ必要があると思いますので、その辺が分かれば、2点お願ひします。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

子どもの読書ですが、9月20日に子どもの読書活動推進会議を開催し、いろいろな意見が出ました。家庭と地域と学校での読書の取組ということですが、例えば、家庭は読み聞かせなどがなかなか今できない状況にあるという委員の意見もあり、子どもさんが小さいときから早く自立してほしいというところから、保育所に任せる、読み聞かせも保育士さんにお願いしますという感じで、小さい子どもの読書がなかなかできていないことがあります。地域については、公立図書館に司書の配置が充実されてないということで、そうは言っても公立図書館に読み聞かせや読書ボランティアが入ってきて、片方は充実している部分もあります。公立図書館の司書が地域に出向いて、図書館だけではなく地域の公民館など、いろいろなところで読み聞かせやブックトークをやっています。

学校については、例えば24年度から第二次の交付税措置の学校図書館の図書整備計画5ヶ年計画がスタートしていますが、交付税措置されているにもかかわらず、学校の標準図書の購入がなかなか充実していないことで、学校図書館の図書が標準図書のレベルに達していないとか、あるいは、三重県では小中学校は特にそうですが、司書が配置されていないという指摘もありました。

そういったことで回答になりにくい部分もございますが、今、県の事業で、伊賀で民間の司書をモデル的に10小中学校に派遣して図書館で授業をするとか、そういったインプットをしています。アウトカムがどうなったか、今、小野委員がおっしゃったどういった読書という観点からどういう数字がどれだけ上がってきたのかというと、なかなか難しいところですが、いずれにしても三重の子ども読書活動推進計画を26年度から第三次の計画を立てますので、そこへしっかりと反映して、読書が児童生徒に広がるように、家庭・地域・学校、特に社会全体でしっかり取組ができるようにやっていきたいと考えています。

(小野委員)

今後ともアウトカムの部分と分析を、冒頭言いましたように、我々学校現場も責任を持って押し進める必要があると思いますので、そういう情報提供を、県立でしたら県立校長会、あるいは小中でしたら、たくさんありますから、どういう手順でいったらいいかわかりませんが、それをどんどん下ろしてもらって、学校現場にも責任を持たせることが大事だと思います。今後ともアウトカムが出たときには、情報提供をお願いしたいと思います。

(中村委員)

今の読書活動に関わるところで1つ、博物館について1つ、ご質問させていただきます。

読書活動で先ほど野村次長が、市町の図書館に司書が配置されていないとか、保護者

は忙しくて子どもに読み聞かせができないとか、あるいは、交付税措置がされていながら本が買えないとかいう課題を突破する施策や取組は一体どこに書いてあるかというのが1つです。

2つ目は、11ページの真ん中の段の右、の取組の⑤ですが、新県立博物館が来年の4月にできますと。これを基点としますか、起爆材といいますか、学校教育や家庭教育とどうつなげていくかという施策はお考えだと思います。来年の4月ですから。環境生活部の仕事ですというふうにしか読めないのですが、県教育委員会として学校や家庭に県立博物館の活用をどのような方向で働きかけていくかということについて、お考えをお聞かせいただきたい。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

まず、小中学校へ人の配置がなかなかできかねていることにつきましては、先ほど少し申し上げましたが、今年からモデル的にですが、6市町10小中学校へ司書を派遣しております。これは25年から27年度3ヶ年の事業ですが、最終的には、今、人の配置がなかなかできかねている18市町の小中学校にモデル的に派遣させてもらおうと思っています。派遣した県の事業が終わった後、民間の司書がいたときに図書館で非常に子どもたちが充実した、あるいは図書館で授業がしっかりとできたという成果をしっかり出して、市町の教育委員会に人の配置のインセンティブを働きかけていきたいと思っております。

それから、図書の購入度合いですが、それも今言った事業も重ねて、あるいは5ヶ年計画で交付税措置されていますので、みえの学力向上県民運動のいろいろな機会ごとにこういったお話を市町教育委員会等々にさせていただき、働きかけをさせていただきたいと考えております。

博物館は環境生活部の所管ですが、教育委員会としてどういったことをということですが、企画展示とかいろいろなプログラムが博物館で主催されると思いますが、そのプログラムや企画展に小中学校、高校の児童生徒がたくさん体験できるように、しっかりと学習ができるような企画をやっていただくよう、環境生活部、新博物館に我々サイドの目線でこういう企画もしてほしい、こういう体験プログラムをつくってほしいといったことをしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

(向井委員)

三重県以外だったと思いますが、図書を過疎地に移動図書館として車に積んで行きまして、子どもたちに好きな本を1週間借りてもらうとかで、非常に読む能力や学力が上がったと聞いて、そういうことも考えていく必要がある。

わが町は鈴鹿市ですから、当然、小中学校は結構多く分散しています。図書に関していろんなお話をします。子どもたちは市の図書館や県立図書館に行くのに遠い、しかも、車では行けない。では、学校の図書館を充実しようということを言っていたのですが、民間に来たのは、充実するのにいくらかかるかと。1千万ちょっとだと。じゃ、民間でバックアップしてあげましょうと、即座に鈴鹿だと対応できます。そういうふうにもう一回考えてほしい。

鈴村先生がさっきおっしゃったように、全く忙しいと。できればサポートしてほしいと。民間だったら即です。何曜日から何曜日でどれぐらい相談があるか、どういう集中

か、どれぐらい時間を費やすかという形で、そこにスポット的にOBなりを活用していく。もしくは、地域の方を派遣する。それは1時間あたりいくらかという形を聞いていくべきだと思います。

JR北海道の事故が続発していると。その要因を調べたら、確かにJR東海よりもJR北海道の路線がずっと多い。しかし、人は半分しかいない。しかも、びっくりしたのは、そこに40代の人たちがほとんどいないと。だから、その人たちが指導できないという言い方をしていましたが、おそらく民間だったらそういうところへ他からバックアップさせると思います。極端なことをいえば建設会社を退職されて大変技のある人たちをやる、そこにいくらかかるかと。ただお金ちょうどいというのではありません。いくらかかるかということを示せば、いろんな効果が出ます。

我々も本だったら毎月毎月要るわけではないので、1千万いくらで小中学校が拡充できるなら、民間でバックアップしましょうと、すぐ購入してくださいということができるわけです。ここに書いてあるとおり、行政、学校、地域が一体となってやっていくことをもっと広く経済界に訴えていくべきじゃないか。そして、それが具体的であってほしいと。応援してほしい。お金がほしい。どうやって使うかということさえあれば、おそらく民間は即断、即決できる。教育委員会を通してもらうと、なかなか行政は難しい。そしたら、申し訳ないですが、その地域の首長は4年という形で期限が切られているわけですから、あなたの間にやられたらどうですかと。こういうことが民間は迫れる、だから、予算を取ってくださいということですぐ下りるということです。

この読書にても具体的にどれぐらいのコストがかかって、どういうことが必要かということを地域ぐるみで考えていく時代に来ているんじゃないかな。行政依存というだけでは限界が来ていると私は思っております。

(山田部会長)

この部分について他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私、最後に一言だけ発言させていただきたいのですが。県立博物館との関係ですが、今の時代に大変な県費を使って博物館を造るわけで、それが本当に県民のためになるものにしていかないといけないと思います。だから、それはこの環境生活部だけじゃなく、県全体、特に教育とは大変大きな関係があると思いますので、ぜひ博物館に、先ほどご指摘のように学校教育や地域でちゃんと使えるプログラムを用意せよと要求したりすると同時に、本当にいろんな学校が、できれば三重県中の学校の子どもたちがちゃんとあの博物館を使っていい学習資源にしていくような取組を教育委員会からもいろいろ提案していくただけると、あの貴重なお金を使って良かったとなると思いますので、その辺もよろしくお願ひします。

実は個人的には、博物館の経営向上懇話会の座長もさせていただいてますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、その次、基本施策の3の説明をお願いいたします。

(2) 基本施策3 「健やかな体の育成」について

(加藤教育改革推進監)

それでは、資料の15ページ、ここからは基本施策3の施策です。施策1「健康教育の推進」、ビジョンは126ページからに当たるところです。数値目標に係る施策目標項目は、学校保健委員会を開催した学校の割合ということで、右上にあるような数値の推移となっております。

<A>「施策」の中間評価

①学校保健委員会の設置率や開催率は年々向上してきていますが、設置率が低い市町や、設置はされていても開催されていない学校もあります。(2012年度の設置率、小学校93%、中学校92%、県立学校100%) 市町等教育委員会と連携しながら、学校保健委員会の開催および充実に向けた取組を進める必要があります。

「施策」の取組方向

①学校保健委員会の設置率および開催率の向上に向け、市町等教育委員会と連携しながら取組を進めています。

以下、省略をさせていただきます。

続きまして、17ページ、施策2「食育の推進」です。数値目標に係る施策目標項目「朝食を毎日食べる小学生の割合」、数値の推移は右上の表のとおりです。

<A>「施策」の中間評価

①食育の推進および朝食摂取の意識向上のため、「みえの地物が一番！朝食メニュークール」を実施しました。参加者は、年々増加していますが、朝食の摂取率はほぼ横ばい状態となっているため、この取組が子どもたちの健全な食生活への実践につながるよう、さらに多くの子どもたちに周知の働きかけをしていくことが必要です。

「施策」の取組方向

①健全な食生活を実践できる子どもたちの育成に向け、今後も「みえの地物が一番！朝食メニュークール」を継続するとともに、応募枠を中学校まで拡大します。

19ページ、最後です。施策の3「体力の向上」、数値目標に係る施策目標項目は、新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合。数値の推移は、右上の表のとおりです。

<A>「施策」の中間評価

①子どもたちの体力向上を図るため、体育科・保健体育科授業の工夫改善、運動機会の充実に取り組みました。研修の機会を増やすほか、新体力テストの継続実施や結果の活用を促進していますが、新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合は、ほぼ横ばい状態となっております。文部科学省が実施した「全国体力運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、小学校に多くの課題が見られることから、小学校を対象にした取組を重点的に進めていく必要があります。

「施策」の取組方向

①子どもたちの運動習慣を確立するとともに、食習慣や睡眠など基本的な生活習慣を見つめ直し、その改善に向けた取組を総合的に推進します。

ポイントのみで恐縮ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

(山田部会長)

ありがとうございます。それでは、パート3になりますが、「健やかな体の育成」、「健康教育」と「食育」と「体力」というところになります。こちらについても、ご質問、ご意見お願いしたいと思います。

(森喜委員)

基本的なことをお伺いします。学校保健委員会の構成されている人、それから、主な活動はどういうものか教えていただけますか。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

学校保健委員会の構成メンバーは、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、学年主任、児童生徒の代表、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、大体これら辺が基本になっています。

どういうところを会議するかということですが、3つございまして、メンタルヘルス、歯と口腔、性を重点的に保健委員会で議論をしていただいております。

(森喜委員)

ありがとうございます。それは学校独自でこれぐらいの頻度で議論をする場を設けようとか、そういう活動が主だったものでしょうか。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

開催頻度はいろいろあるかと思いますが、少なくとも年1回、学期に1回、そういうことで、それは学校の裁量でやっていただいております。

(森喜委員)

県の教育委員会としては、各学校に対してしっかりと実施するように指導をされているということですね。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

平成27年度で学校保健委員会の100%の開催、設置ということですが、そこにもなかなかいっていませんし、委員会を設置しても開催実績がないという学校も全くないわけではないので、この委員会でしっかりと議論をしていただいて、学校保健の推進に活用してほしいということは、いろいろの会議のところで機会あるごとにしっかりと働きかけています。

(鈴村委員)

体力向上のところで、心配なことがあります。中学校の武道必修化に伴う課題を解決という記述がありますが、各学校で武道場をつくって新しい指導要領に対応して活動を始めると。そうすると教員も保護者も大変心配なのが事故のことです。本当に一所懸命やろうと思うと、柔道をしていてうんぬん、いろんな活動、スポーツをしていてうんぬん、要は事故が大変不安。小学校、中学校の教員は柔道を指導する力量があるかという

と、ある方もいますが、少ないですね。同じ体育の先生であったとしても、自分が専門にやってきたのは、球技や水泳、体操とか。では、その者が武道をできるかというと、できないですね。研修会を当然していただくし、教員自身も学びたい、学ばなければ自分は指導できませんのでやるのですが、1回2回、1日2日研修をして能力が付くとは到底思えない。だけど、研修は続けていかねばならないですし、そういう方面で支援もしていただきたいと思っております。

そこで、取組の方向のところに「外部指導者を導入」と。これも本当に賛成、そのとおりだと思いますが、地域差といいましょうか、手配できる見通しが本当にあるのかというのがすごく心配です。社会体育が非常に盛んで、総合型何々クラブというような地域もあれば、全くそんなものが何もないというところもあります。手配が本当にできるのかというのが一つと、外部指導者の資質というと失礼な言い方になりますが、体罰やセクハラに対する認識の低い方など、教育の場に活躍していただける根本的なところが欠けているのではないかという不安がどうしてもついてきます。

というので、教員と外部指導者が両方で指導すればいいのですが、本当に確実な外部指導者をすべての学校が確保できるのか、どう思っておられるのか大変気になっております。いったん始まってしまえば学校の授業は止められませんので、大至急のことになりますが、このあたり、どんな見通しを持っておられるのか。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

昨年度からの武道が必修化になり、剣道と柔道と相撲となりましたが、安全面では柔道が非常に厳しいかというところです。そして、外部指導者については、柔道では去年は55名を要請のあった中学校等に派遣をさせていただいております。その外部指導者と学校の保健体育の先生と非常にタイアップして、しっかりと安全面で配慮したうえでやつていただきました。地域差、そういう手配ができるのかということですが、今年も含めてしっかりと手配はさせていただいているところです。

安全面ですが、その派遣させていただいた学校からアンケートを取りまして、効果的な授業、あるいは安全面での配慮などいろいろなアンケートを取りましたが、昨年の末にアンケートを取った段階では、非常に良かったと、安全面にもしっかりと配慮したというところです。

外部指導者の資質に問題あるのではないかと一部ご指摘もいただきましたが、去年の桜宮高校の全国的な大きな体罰の事案の発生から、我々としては保健体育科の先生だけではなく、外部指導者も含めて年数回研修もさせていただき、いろいろな機会あるごとに体罰未然防止の観点から取組をさせていただいているです。

(向井委員)

私、三重県の体育協会の副会長で、今回の国体41位ということで、私からも本当にお詫び申し上げます。皆様方のお力を借りたい。

8年後に三重国体が開催されます。東京オリンピックの翌年です。我々は、どうせ開催するなら天皇杯をねらいたい。喫緊に体育の強化は絶対必要だということを申し上げたい。

我々はどんな形で支援していくか、おそらく国体に出るような人の就職は100%支援し

ていこうと。もしくは、企業はスポーツ選手を採用していくという形で、まず安心して国体に出ることを支援できないだろうかと。もしくは大学に行く場合も、大学とお話ができないだろうか。しかも、近隣から優秀な選手がいるなら三重県に来ていただくと。あらゆることを我々は天皇杯をねらうという形でやっていきたい。

隣の岐阜県が天皇杯をこの間、取ったわけですが、すごくレベルが上がっていくわけです。人・物・金がそこに集中されていくということですから、本当に先生方にはぜひとも体育の強化、指導もそういう形で。

三重県は山田先生が来ていただいている三重大学も含めてですが、医科学院というのがありまして、バックアップできる体制があります。スポーツ選手だから絶対ケガはあります。そこを恐れないで、そうやって我々はサポートしていく体制も取ってまいりますので、今回、私ここで発言させてもらって、全体のレベルが間違いなく上がっていきますから、そういうターゲットで三重県のスポーツ向上は、今回の8年後の国体が一気に上がるチャンスですので、そこをお願いできないかと思っています。

心配事があったら、あの人偉そうに言っていたと私にすぐ言つていただければ、三重県の体育協会の副会長として飛んでいって、そのサポートをさせていただきます。また、さっき言ったように岐阜県の場合、多くの企業が、学生たちをお預かりした後、サポートしていくと。県の職員だけとかは限界があります。そういうところをお願いしたい。

私も、地域ということで女子ハンドボールの「三重バイオレットアイリス」というのを持っていますが、これを10社ぐらいの企業に全部選手をお預けしてやらせていただいています。今、日本リーグで戦っていますが、彼女たちは全員学校に行って指導ができます。日本リーグで戦っていますし、オリンピックには残念ながらハンドボールは出場できませんでしたが、アジア予選では第2位、世界まで行けるわけですから、我々のチームは4人がオリンピックの選手に選ばれておりますから、そんなに恐れることなく外部も使ってほしい。

教育委員会から言わされたように、これから外部指導者を使われた場合、柔道じゃないですが、かなり神経を使っております。その指導者が体罰とかということは、我々も気をつけていきたいと思っておりますので、そういうSOSをすぐ発してほしい。今回は県ぐるみで体育の件は私から切によろしくお願いします。会長に成り代わって申し上げておきます。

(梅村委員)

向井委員がおっしゃっていたように、私も随分共感するところがございまして、2020年オリンピックの前の前の年には、インターハイが本県で開かれると。インターハイも同じような流れがございまして、以前、三重国体のときは、私は小学生で開会式を見ました。三重国体、前回の施設の再利用ということで、いろいろ県財政が厳しい中で、それぞれの競技団体が工夫しながら、そういう施設を使っておりますが、いろいろな競技を私も高体連の役員として国体で拝見しますが、財政力が非常にメインですが、他府県で三重県と同じような財政力のところでも、随分と施設が非常に洗練されてきている県が増えております。

そういうところで、今後、インターハイや国体に向けて強化される場合に、三重県

の小学生、中学生、高校生が他府県に行くと、うらやましがって帰ってくるのが本当に多いです。ですから、それは豪華なという意味ではなくて、施設の例えば最も重要なのは安全性といったところも含めて、おそらくスポーツ推進局を含めていろんな協議をされると思いますが、そういった面もせっかく三重県でインターハイ、国体を開催できるということは、準備するほうとしては大変ですが、これを機に、ましてオリンピックが間に入ってくるということでは、スポーツの持っている力、あるいは体を動かすことによってどういう達成感が、様々、いろんな恩恵があります。本来の魅力を三重県から全国に、今回のオリンピックの誘致もオールジャパンでやったからというようなことで報道されておりまますし、これを機にその流れをオール三重でスポーツの本来持っている魅力、スポーツを通してできる人格教育も全人教育も改めてそのあたりに焦点を当てていただければ大変ありがたいと思っております。

蛇足ですが、私どもも国体にもうちょっと貢献できれば良かったのですが、決勝まで行くことができませんでした。特にインターハイで、あるいは国体でとなりますと、本当に極々一部の能力を持った生徒しか活躍できないと思われがちですが、実はそれを身近で、例えば自分たちのクラスのあの子が国体選手で優勝できた。これは非常に教育効果が大きいんです。ですから、全員が100メートルで速く走ることは当然できませんし、ボールを遠くに投げることもできませんが、それを支えてあげる、みんなで応援してあげるということで効果は大きいかと思いますので、また皆さんと知恵を絞って、せっかくの機会を今回の数年後のインターハイ、国体で終わるのではなく、それをきっかけに、次の新しい施策ができたという継続性のあるものに知恵を絞っていただければ、ありがたいと思っております。

(水谷委員)

今のお話にも関係してくると思いますが、体育である程度、体力や技術も向上させていくことに関して、今、小学校、中学校等のいろいろ連絡等も段々なされてきているとは思います。長い目で見て、小学校、中学校、高校と体育科の教師もそうですが、小さいうちから能力を早く見つけて上げて、それを伸ばして上げられるように、小学校での活動その他を見て、学校の先生が中学校に上がっていく子どもたちに、この子はこういう能力を持っているとか、この子はこういうところを伸ばせるということの引継ぎ、また、中学校での部活、体育授業においても、いろいろそういうのを見つけてくると思います。

ただ、学校の規模が小さい。その他で、部活動的にも限界があります。うちの中学校でも運動部というと、男の子は野球かバスケ、テニスの3つしかないと。そうすると、子どもたちは自分の目の前のスポーツしか知りませんから、高校に上がっても同じような部活に入ろうとする、あるいは、新しい部活に入ろうにも、違う世界すぎてしまって、できる子たちに引けをとってしまう。そのときに中学校の先生がしっかりとその子の能力を見ていれば、こういう能力があるのでこういうスポーツもできるんじゃないかという、その辺もアドバイスして上げられるような大きな目で小学校、中学校、高校と先生方の連携ももうちょっと子どもたちの能力に目を向けて、大きな目で、長い目で見てあげられる体制があれば、今後の国体とかもそうですが、良い人材を早くから発掘して育ててあげるという面も見えてくると思います。

私も他の関係で高校入試に関することで国体に向けてということで会議など出させていただいているが、外部の指導者もそうですが、外部で活躍している人を目の当たりにする。例えばマイナーなスポーツもそうですが、そういうものを子どもたちは目にする機会がほとんどないので、そういう人たちがスポーツで競技をするところ、あるいは、一緒に話をしたり接したりする時間等もどんどん持てるような場をつくっていただければいいかと思います。

あと、県立高校においていろいろな部活動がある中で、競技人口が少ないとか、マイナーであって周知されていないスポーツを県立高校の部活として新たに取り入れられるような地域があれば、そういうものを取り入れていくことによって、子どもたちが新しいスポーツに取り組める。今まであまり運動部にいてもレギュラーになれなかつた子たちでも、この子は足が速いから、こういうスポーツがいけるというものが、この県立高校だったらできるのではないかというので、そのスポーツのためにあっせんしてあげるシステムも取れるのではないかということで、小学校、中学校、高校のスポーツ、長い目で見た子どもの育成も考えてみたらどうかと思っております。

(森喜委員)

話題が変わりますが、18ページの食育、成果と残された課題の一番下のところで、県内市町の食育推進計画策定率が24%と、全国の65%を遙かに下回っている数字があります。

伊賀市の教育委員会も、小中学校の全面的な給食センター化を進めていますが、上の朝食を食べる小学生の割合の数字でも見られるように、子どもが、単身家庭の増加や、親御さんの労働環境の変化によってしっかり家で食事を取ることができない子が増加している。学校給食が大事な子どもの成長期に栄養の観点から与える影響は非常に大きいものがあると思います。

家庭でもできる限り、お子さんの成長に必要な食べ物をちゃんと取っていくという意味からも、食育を推進していただきたいと思いますし、給食に関して残さの多さがいつも問題になっております。自校給食をしていた小さな学校が、栄養教諭さんの指導と近くの農家あるいは畜産業をされている方々と子どもたちとが密になって、どういう環境でどんなに一所懸命野菜を育てられて、子どもたちが土に触れ、農業をする環境に触れることによって、一つひとつの食べ物の大切さを自然に身につけていく、残さのゼロを何年間か達成して、文科省の表彰を受けた小さな学校もございます。そういう意味で食べ物の大切さ、食育の大切さも県を挙げてもうちょっと数字が上がるよう頑張って進めていきたいと思います。

(中村委員)

食に関わって2点お願いします。1つは、素朴な疑問ですが、17ページの<A>の①番ですが、朝食メニューコンクールを実施して参加者は年々増加しているが、朝食の摂取率は横ばい状態になっていますので、さらに周知が必要です。

中身も知らないので軽々にものは言えませんし、このメニューコンクール 자체を否定するつもりもありませんが、こう書いたら、このメニューコンクールによって子どもたちの朝食摂取率を伸ばしていくのが限界を迎えていたのではないかと。

一方、でいくと、応募枠を中学生まで拡大しますと。15年度に目標値を達成するためには、別の方法を考えなきゃいけないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、同じ17ページの学校給食の充実のところをさっきから読ませていただいていましたが、今、学校現場で非常に対応に苦慮といいますか、ピリピリしていることがあります。アレルギーを持った子どもたちの個別対応食の問題ですが、話を聞いておりますと、心がけとか子どもの指導とかいうところでは限界に来ているのではないか。学校に来てこれを食べなきゃいけないというものを食べて命が危険にさらされるのは、あってはならないことですので。そうかといって予算や人にも限界があります。どうしたらいいのかという知恵の出し合いを、市町や保護者の皆さん方と早急にやらなければいけないと思っていますが、お考えがあればお聞かせをいただきたい。

(野村育成支援・社会教育担当次長)

朝食を食べる小学生の割合が頭打ちになっていて、朝食メニューコンクールの推進だけではだめではないかというご指摘です。

確かにこれだけで割合を上げるのは直接的な意味では難しい部分があろうかと思いますが、例えば昨年の「みえの地物一番！朝食メニューコンクール」の応募数が288件でした。今年の朝食メニューコンクールは、中学校に対象を広げたところもありますが、1,895件で6倍強増えていますので、そういう取組の中で朝食を食べる小学生の割合を上げたいというところがあります。

それから、「早寝早起き朝ごはん」など、みえの学力向上県民運動の一環の中でも朝食をとりましょうという働きかけ、啓発をしっかりやっていく中で、こういった割合を増やしていきたいと考えております。

食アレルギーの関係ですが、やはり個々の子どもさんのアレルギーの状態を、学校全体、担任の先生だけじゃなくて、養護教諭、栄養教諭、管理職、全体が共有することでもって、事故の未然防止を図っていくことが一番根幹かと考えております。三重県版の指導管理表がありますので、それを保護者の方に書いていただき、そして、主治医の先生にチェックをしていただき、指導管理表を学校全体で共有する中で間違った給食の提供等がないように、学校全体で共有化していく中で、この指導管理表をしっかり使って対応していくように、我々としても給食実施校に対し、しっかり働きかけてまいります。

(森喜委員)

若干関連ですが、アナフィラキシーショックを起こしたときに、自己注射を適切に使えるような状況も周知しておくべきだと思いますので、そのあたりもご検討いただきたいと思います。

(山田部会長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、3番目の健やかな体の育成のところも大体これで終わらせていただきますが、私個人として一つだけ意見を言わせていただきおきたいと思います。

体力の問題で大変いろいろ国体インターハイを含めて、子どもたちがより優れた体力や運動能力を育成することについての様々な支援も大事ということがご指摘されましたが、もう一方で子どもたちの現在の体力の裾野の幅広い向上が本当に求められていると思います。

そのために19ページの一番下、2の<D>の成果と残された課題の最後のところに、「生活環境の変化により、子どもたちが生活の中で体を動かす機会が減少していることから、子どもたちが自ら運動に取り組もうとする意欲を高める必要があります」という、これがまさに決定的に大事だと思っていて、これは、ただ体育という授業を改善するとか、そこでのスポーツ少年団や運動部とかを改善すると、それはすごく大事なことですが、やはり子どもの日常生活の中で体を使って遊んだり、それを楽しんだりする土壤を本当につくっていかないとダメだと思っています。そういう点では、本当に幼稚園や小学校の段階から体を使って遊ぶような取組を、意図的にいろんな学校でやっていけるような施策も考えていいっていただきたいと思っています。

今、全国で例えば、じゃれ合う保育とか、そういう変わった保育もあって、昔、よく私たちは押しくらまんじゅうとかいろいろやりましたが、本当に体と体が触れ合いながら、そうやっているうちに段々体が活気づいていくみたいな、そういう保育が注目されているようなところもあります。もっと日常の生活の中で子どもたちの体力が向上していく取組もぜひお願いしたいと思います。

それでは、本当はもう少し前に終わって閉めていかなければならぬのですが、本当に本日も活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。最初のところでは、人権、規範からいじめ、暴力、居心地の良い集団とか、そういうことが議論されました。本当に人権やいじめ問題を中心に様々なご指摘をいただきました。その中で特に改めてちょっと足りないというところでご指摘いただいたのは、そういうことを克服する子どもの力をどう育てるかという点なども強調されましたし、それから、やはり情報教育の点も本当に強調されたように思います。

2つ目の環境教育、文化芸術、郷土教育については、この施策を推進するうえで、それぞれの現在の到達点をきちんとデータ化しながら、さらに目標を定めながら進めていくことの大切さなどもご指摘いただきました。

3つ目の健やかな体の育成のところでは、健康、食育、体力のそれぞれの点から本当に重要なご指摘をいただいたと思います。また、こちらにつきまして、事務局のほうで議事録をまとめていただくと同時に、全体会でも報告をして、第4回の部会でも審議のまとめをすることになっていますので、そこでまた深め、まとめていっていただきたいと思います。

また、ここで言い忘れたという点につきましては、教育委員会事務局にファックスやメールでお伝えいただければ、それも生かされていくと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、一応、本日の会議はここまでとさせていただき、進行を事務局にお返しいたします。

3 連絡事項

(加藤教育改革推進監)

部会長様、進行をありがとうございました。

また、皆様、たくさんのご意見、ご提言をありがとうございました。

それでは、事項書の3の連絡事項といたしまして、次回の会議の連絡のみさせていただきます。11月11日月曜日、13時30分、午後1時30分からでございます。本日と同じこのプラザ洞津での開催とさせていただきまして、基本施策の4、5、6、信頼される学校づくり以下のところについてご審議いただければと存じます。

本日はお忙しいところを本当にありがとうございました。第2回の第1部会を閉会とさせていただきます。ビジョンだけ机上に置いていただければ、私どものほうで回収させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。